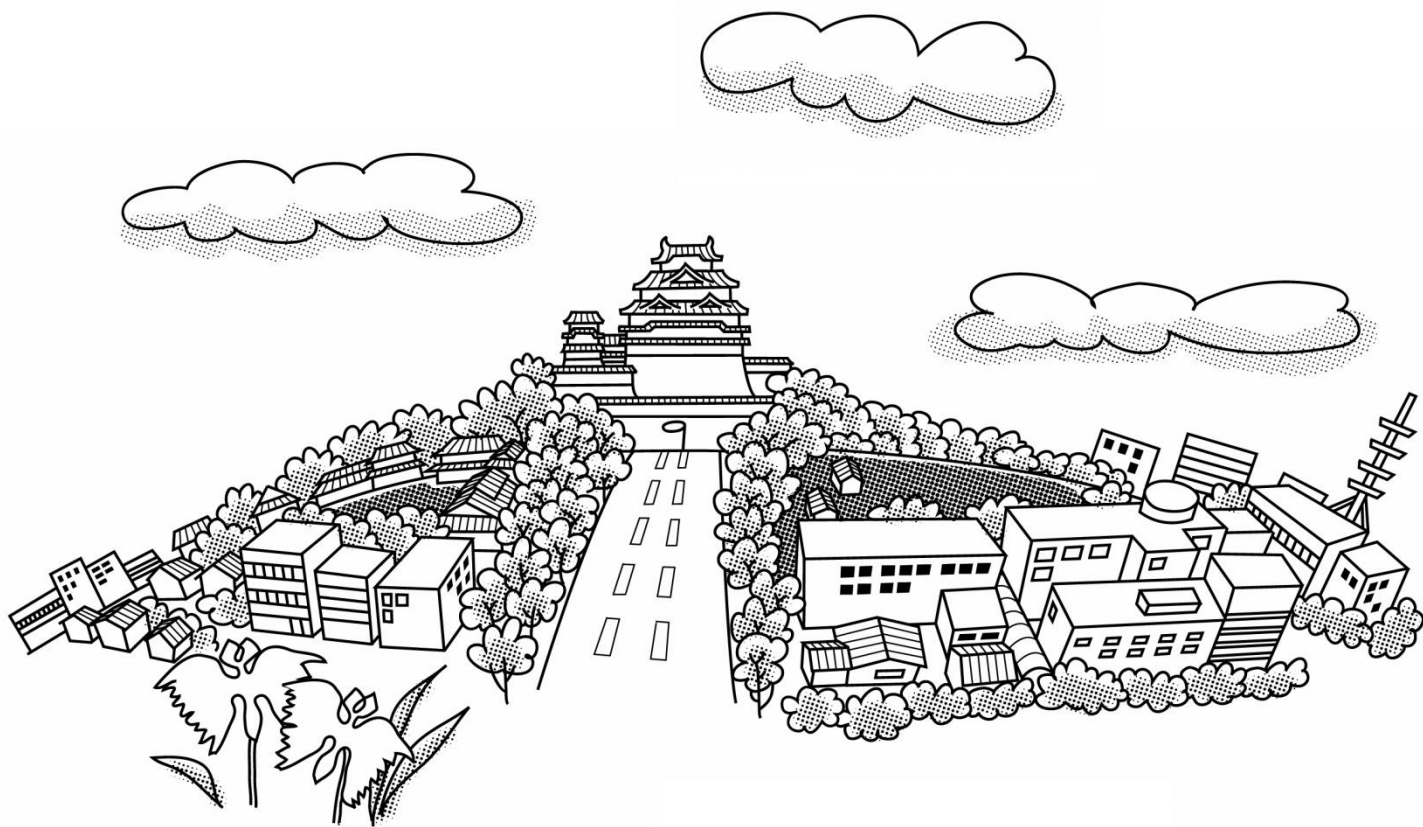


せい かつ ほ ご  
生活保護のしおり



ひめじしふくしじむしょ  
姫路市福祉事務所

せいかつえんごしつ  
生活援護室

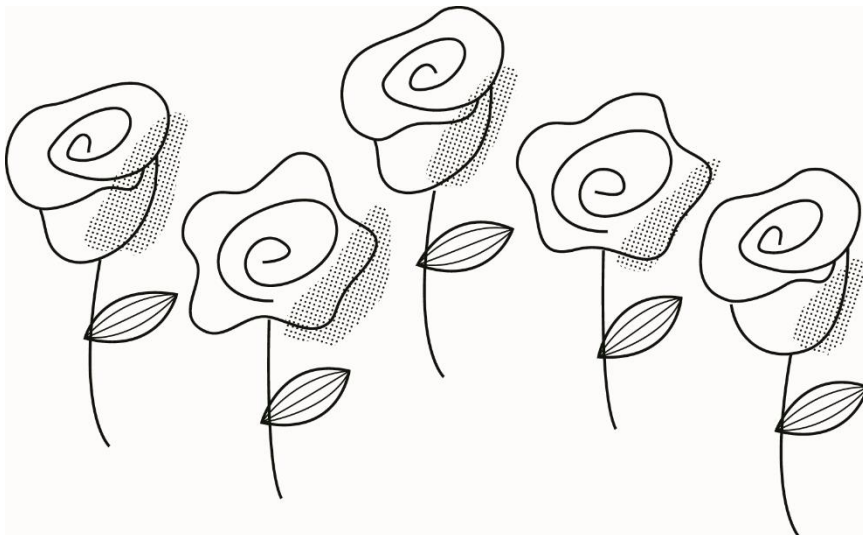
## 生 活 保 護 と は

いろいろな事情で生活に困っておられる世帯の最低生活を保障するとともに、一日も早く自分たちの力で生活できるように手助けをする制度です。

しかし、保護を受けるには、受ける人それぞれが自分たちの生活のためにあらゆる努力をすることが必要です。

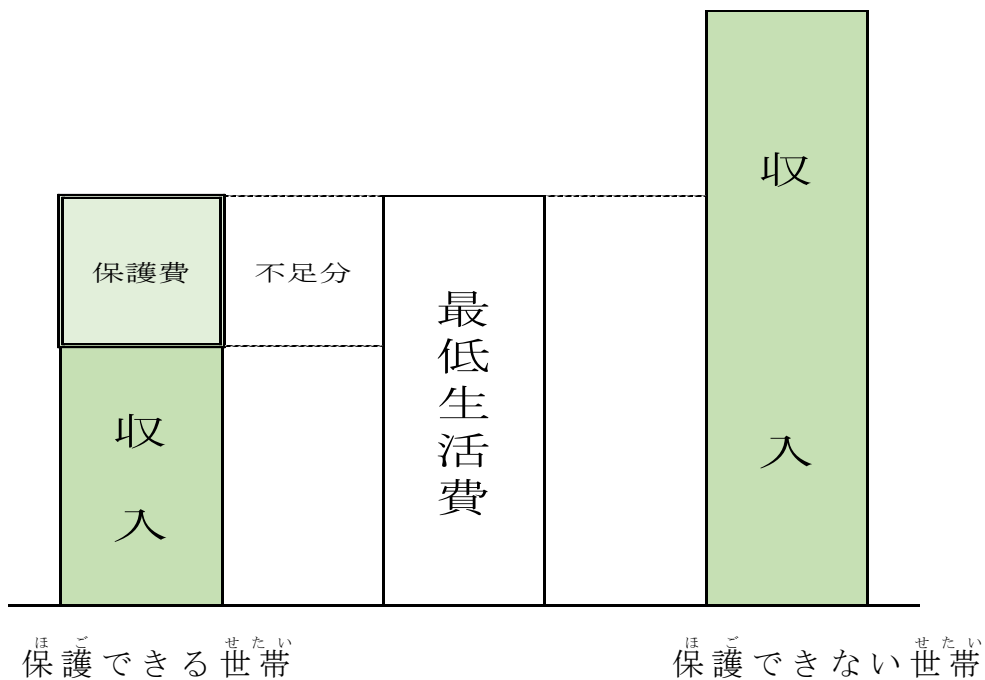
その内容は、

- 1 能力に応じて働かなければなりません。
- 2 預貯金、生命保険、自動車、不動産等の資産を活用して、生活にあててください（自動車、ローン付住宅の保有は、原則として認められません。）。
- 3 親、子、兄弟姉妹など民法上、扶養義務者からの援助は扶養義務者が可能な範囲で受けて下さい。
- 4 ほかの社会保障制度（傷病手当や雇用保険、各種年金、児童扶養手当等）で、受けられるものはすべて受けてください。



## 保護の決め方

いっしょに生活している人すべてをひとつの世帯として考えます。そして「その世帯の最低生活費」と「その世帯のすべての収入」をくらべて、その不足分を保護費として支給します。



- ※ 最低生活費 : 年齢、世帯構成、その他の必要性を考慮して国が定めた額です。
- ※ 収入 : お金（給与、年金、保険金、仕送り等）や品物など現実に世帯に入ったすべてのものが収入となります。

## 保護を受けるための手続き

保護を受けようとする本人または家族の方が福祉事務所まで来て申請してください。この申請に基づいて、保護が必要かどうか調査し決定します。なお、病気などの都合で本人または家族の方がどうしても来られない場合は連絡してください。

生活保護は、おおよそ次のようにして決まります。

相談  
相談

生活に困り保護について聞きたい場合は、まず福祉事務所に相談してください。

申請  
申し

法律の定める要件や権利・義務をよく考えて、申請意思のある場合は申請書及び必要書類を提出していただきます。

調査  
ちょう

申請後、地区担当者が家庭訪問や関係先の調査(銀行、保険会社、扶養義務者等)を行います。調査については協力してください。

※扶養義務者について、DV・虐待等特別な事情がある場合や、明らかに扶養が期待できない場合は調査は行いません。

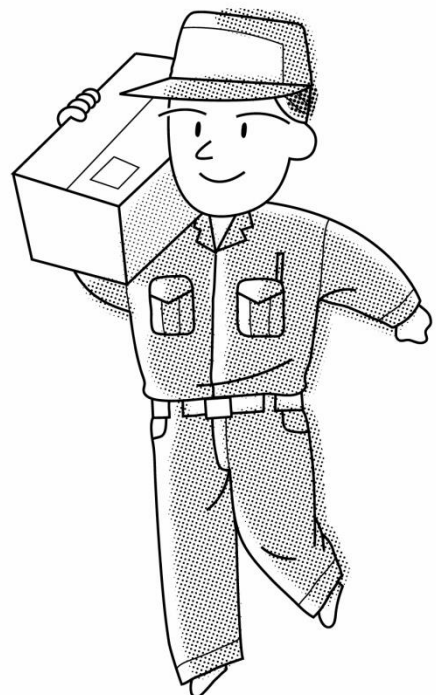
決定  
けっ

調査の結果により、保護が必要かどうか決定します。調査の結果によっては保護が出来ないこともあります(却下)。様々な事情により保護申請を取りやめることも可能です(取下げ)。

## まも 守らなければならないこと

保護を受けられた場合は、次の事を守ってください。

- 1 保護を受ける権利を他人に譲り渡すことはできません。
  - 2 家族の中で働ける人はみんな働いて、少しでも収入を増やすように努力してください。
  - 3 生活費の節約に努めて、生活してください。パチンコ・競馬などのギャンブルは行わないでください。
  - 4 病気の方は医師の指示にしたがって、早く元気になるように療養に励んでください。
  - 5 借金をしたり、年金を担保にお金を借りることはできません。
  - 6 車の保有・使用は、原則として認められません。
  - 7 保護に必要な訪問調査には協力してください。
  - 8 自立するために必要な指導指示には必ず従ってください。
- 例) 仕事を探す、治療に専念する等



## 届け出てください

次のような場合はすぐに福祉事務所まで届け出てください。

1 世帯の収入が増えたり、減ったりしたとき

例) 給与(賞与も含む)、年金、手当、保険からの給付金、援助等

2 家族に変わったことがあったとき

例) 出生、死亡、転入、転出、結婚、離婚、妊娠、入院、退院、  
入学、退学、障害者手帳取得等

3 仕事を始めたり、辞めたとき(社会保険の加入、喪失)

4 病院にかかったり、やめたりしたとき。また、介護サービスを受けるようになったとき

5 交通事故にあったとき

その他、ふだんの生活状況が変わるときや変わったときも、早く届け出てください。

## 病気やけがをしたとき

病気やけがをして、初めて病院へ行くときは、「診療依頼書」が必要ですので、福祉事務所か支所等へ申し出て申請してください。生活保護を受けると、「国民健康保険証」は使えなくなりますので返してください。会社の「健康保険証」はそのまま使ってください。

## 保 護 費 の 返 還

つぎ ばあい じきゅう ほごひ かえ  
次のような場合には、支給した保護費を返してもらうことがあります。

### 1 しりよく ばあい ほごう ばあい 資力がありながら保護を受けた場合

じじょう ほんらいしりよく ほごう  
さしせまった事情のため本来資力があるにもかかわらず保護を受  
けたときは、たか へんかん  
立て替えた保護費を返還してもらうことになります。

れい ふどうさん しょぶん、ねんきん そきゅうじきゅう、せいめいほけんかいやくへんれいきん、こうつうじこ  
例) 不動産の処分、年金の遡及受給、生命保険解約返戻金、交通事故の  
ばいしょうきんなど  
賠償金等

### 2 ふせい じきゅう ばあい 不正に受給した場合

しゅうにゅう しんこく いつわ しんこく ほごう  
収入があるのに申告しなかったり、偽りの申告をして保護を受  
けたり、またふせい しゅだん ほごう ばあい ふせい じゅ  
または不正な手段をもちいて保護を受けた場合は、不正に受  
給した保護費を返してもらうほか、ふせい じきゅうこうい あくしつ ばあい  
不正受給行為が悪質であった場合  
などは、そのきんがく いってわりあい きんがく うわの かえ  
金額に一定割合の金額を上乗せして返してもらいます。  
さらに、ばあい ほご はいし けいほう しょぼつ  
場合によっては保護を廃止したり、刑法により処罰されるこ  
ともあります。



## 担 当 者 の 役 割

担当者は、生活保護を適正に実施するため、家庭を訪問して収入やその他の生活状況についてお聞きします。そして、必要な助言、指導を行います。

前もって相談がなかった場合すぐに対応できないことがありますので、困ったこと、わからないことがあれば早めに相談してください。

あなたの世帯の担当者は\_\_\_\_\_です。

☎ (079) 221 - \_\_\_\_\_ (直通)

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

ひめじしふくしじむしょ せいかつえんごしつ  
姫路市福祉事務所 生活援護室

あなたの世帯の担当民生委員は\_\_\_\_\_さんです。

☎ \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ メ モ \_\_\_\_\_



ほんし  
(本市ホームページ)